猛暑による作業不能日数に係る特記仕様書

本工事は、猛暑による作業不能日数を下記のとおり見込んでいる。

1. 作業不能日数：●●日

（余裕期間対象工事の場合、余裕期間を除いた工期を算定対象の期間としている。）

1. 上記１）は、環境省が公表する以下の ・ 印を付した観測地点における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分（20●●年～20●●年）について、本工事の工期に対応する期間（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第 16号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（３日）を除く。）において、８時から

１７時の間に WBGT 値が３１以上となった時間を算定し、８で除して日数に換算したもの５年分を平均したものである。

・北陸地方　石川県の「珠洲観測所」

・北陸地方　石川県の「輪島観測所」

・北陸地方　石川県の「志賀観測所」

・北陸地方　石川県の「七尾観測所」

・北陸地方　石川県の「羽咋観測所」

・北陸地方　石川県の「かほく観測所」

・北陸地方　石川県の「金沢観測所」

・北陸地方　石川県の「白山河内観測所」

・北陸地方　石川県の「小松観測所」

・北陸地方　石川県の「加賀中津原観測所」

３）気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の

現場作業時間において、環境省が公表する上記の観測地点における WBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が上記１）の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。